

第9回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
議事次第

1. 日時： 2021年5月11日（火）14:00-17:30
2. 場所： JICA本部113会議室 および オンライン（Microsoft Teams）
3. 議題：
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 異議申立手続要綱改定の論点案の説明・意見交換2
 - (3) 環境社会配慮ガイドライン改定案の説明・意見交換2
 - (4) その他
4. 今後の予定：

第10回

日時：2021年6月1日（火）14:00-17:00

場所：JICA本部113会議室およびオンライン（Microsoft Teams）

議題：

 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 異議申立手続要綱改定案の説明・意見交換
 - (3) その他
5. 配布資料：
 - (1) 議事次第
 - (2) 第9回諮問委員会資料①
 - (3) 第9回諮問委員会資料②
 - (4) 【参考資料1】環境社会配慮ガイドライン改定案に関する委員意見
 - (5) 【参考資料2】諮問委員会日程表（2021年6月～）※委員のみ

以上

異議申立手続要綱改定 論点案一覧

1. 趣旨	1
論点 1-1 「異議申立手続」の名称	1
論点 1-2 救済措置へのアクセス（関連:論点 2-1）	1
2. 目的	2
論点 2-1 救済措置へのアクセス（関連:論点 1-2）	2
論点 2-2 助言機能（関連:論点 13-3）	3
3. 基本原則	3
論点 3-1 審査役の独立性	4
論点 3-2 調査期間（関連:論点 11-1）	5
論点 3-3 申立人に対する報復の防止	5
4. 異議申立審査役	5
論点 4-1 JICAとの雇用関係に関する要件	6
論点 4-2 審査役が有する知見に関する要件	6
論点 4-3 選考委員会への被援助国NGOの参加	7
論点 4-4 任期途中で交代した場合の審査役の任期	7
論点 4-5 担当制についての説明	7
5. 審査役の権限と義務	7
論点 5-1 外部専門家の活用（関連:論点 10-9,論点 15-3）	9
論点 5-2 審査役による事業停止の勧告（関連:論点 11-3）	9
論点 5-3 申立人の安全配慮に係る審査役の義務	9
6. 対象案件	9
論点 6-1 対象となる協力事業	10
7. 申立人の要件	10
論点 7-1 相手国等のガイドライン不遵守に対する異議申立（関連:論点 9-4、2目的）	10
論点 7-2 当事者1名での申立、NGOによる申立、全工程における代理人による対応	11
8. 異議申立の期間	11
論点 8-1 異議申立の期間（有償・無償・技協）	12
論点 8-2 異議申立の期間（開技）	12
9. 申立書の内容	12
論点 9-1 申立書の記載言語（関連：論点 14-3）	15
論点 9-2 申立人の個人情報の守秘（関連:論点 10-2）	15
論点 9-3 ガイドラインの不遵守条項特定	16
論点 9-4 相手国等のガイドライン不遵守に対する異議申立（関連:論点 7-1、2目的）	16
論点 9-5 ガイドライン不遵守と被害との因果関係	16
論点 9-6 コンプライアンス審査と対話の促進の区分（関連:論点 10-4,論点 11-2）	16

論点 9-7 相手国等との対話	16
論点 9-8 JICAとの対話	16
10. 異議申立手続のプロセス	17
論点 10-1 異議申立の方法	21
論点 10-2 申立人の個人情報の守秘（関連:論点 9-2）	21
論点 10-3 「申立人の誠意を疑っているかのような語調」の修正	22
論点 10-4 コンプライアンス審査と対話の促進の区分（関連:論点 9-6,論点 11-2）	22
論点 10-5 申立却下に抗議できるプロセス	22
論点 10-6 審査役による申立人へのヒアリングの「直接面会」への限定	22
論点 10-7 相手国等へのヒアリングのアレンジ方法	23
論点 10-8 現地調査における審査役の独立性・中立性の担保	23
論点 10-9 外部専門家の活用（関連:論点 5-1,論点 15-3）	23
11. 理事長への報告	23
論点 11-1 調査期間（関連:論点 3-2）	25
論点 11-2 コンプライアンス審査と対話の促進の区分（関連:論点 9-6,論点 10-4）	25
論点 11-3 審査役による事業停止の勧告（関連:論点 5-2）	25
論点 11-4 審査役による個別プロジェクトの対応策に係る具申	25
論点 11-5 申立人意見書の事業担当部署への移送の意味、事業担当部署の対応	26
12. 事業担当部署からの意見	26
論点 12-1 申立人・審査役との相談を踏まえた対応策策定	26
13. 報告書及び意見書に基づく対応	26
論点 13-1 事業担当部署による対応	27
論点 13-2 審査役による事業担当部署の対応に関するモニタリング	27
論点 13-3 助言機能（関連:論点 2-2）	28
14. 情報公開	28
論点 14-1 不開示とする情報の基準	29
論点 14-2 異議申立手続の周知	29
論点 14-3 公用語以外の現地語による文書の作成・公開（関連：論点 9-1）	29
15. 事務局	30
論点 15-1 事務局の役割・体制	30
論点 15-2 事務局人員のJICAからの独立	30
論点 15-3 外部専門家の活用（関連:論点 5-1,論点 10-9）	31
16. 見直し及び経過規定	31
論点 16-1 見直しにおける透明性、ステークホルダーの関与	31
17. 別添等	32
論点 17-1 多様な言語による「申立書例」の公開	32
18. その他	32

異議申立手続要綱見直し 論点案・JICA方針案

1. 趣旨

1) 現行の記述

1. 趣旨

JICAは、2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署（事業担当部署および環境審査部署）から独立した理事長直属の「異議申立審査役」（以下「審査役」という）を設置すると共に、以下の異議申立手続要綱を定める。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、JICAの説明責任と被害者への効果的な救済措置の提供を確保するために、手続の名称を「Objection Procedures」から「JICA Accountability Mechanism」に変更することを強く提言する。（公¹）
- ・「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った形で、「JICAの説明責任を確保し、JICAの事業によって影響を受けた人々に救済措置へのアクセスを提供すること」を目的とすべき。（公）
- ・現行のままとすべき。（公）

3) 論点案およびJICA方針案

論点 1-1「異議申立手続」の名称

「異議申立手続」の名称を、他の援助機関に倣い「独立査察制度（Independent Accountability Mechanism）」等に変更することの要否。

→ JICA方針案

「異議申立手続」はJICA環境社会配慮ガイドラインに対する不遵守に関する異議申立を行う仕組みを設けることでガイドラインの遵守を確保することを主眼としており、名称はこの趣旨を明確に表現していることから、今回の手続要綱見直しでは対応しない。

論点 1-2 救済措置へのアクセス（関連：論点 2-1）

「ビジネスと人権に関する指導原則」及びそれに基づく我が国の行動計画に合わせて「救済措置へのアクセス」を強調することの要否。

→ JICA方針案

1

（公）： ホームページを通じた意見募集で受領した意見・評価。

（審）： 異議申立審査役（過去に審査役を務められた方を含む）からのヒアリング、及びこれまでに審査役が発表した報告書・論文で提示された意見・評価。

金子由芳（2017年）「開発援助機関におけるIAM（異議申立審査制度）の課題 - 手続規定の比較考察」国際協力論集 第24巻 第2号 [kaneko_24-2.pdf \(kobe-u.ac.jp\)](http://kaneko.24-2.pdf(kobe-u.ac.jp))

（申）： 異議申立が受理された案件の申立人が提出した『調査報告書に対する当事者からの意見書』、および受理されなかった案件の申立人が提出した『検討結果に対する異議申立人からの意見書』から抽出した意見・評価。

（諮）： 諮問委員からこれまでにいただいた意見・評価。

『2. 目的(2)』の記載が「救済措置へのアクセス」に該当すると考えることから、本章には記載しない。

2. 目的

1) 現行の記述

2. 目的

(1) JICA によるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること。

(2) ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・次の項目を追加すべき：①被影響住民への被害の防止及び効果的な救済措置の提供、②（コンプライアンス審査から）明確に区分された紛争解決機能、③JICAの環境社会配慮を改善・強化するための助言機能。（公）
- ・期待される成果（被影響住民が置かれている状況の改善等）を明確にするため、「JICAの説明責任を確保し、JICAの事業によって影響を受けた人々に救済措置へのアクセスを提供する」と記載する。（公）
- ・コンプライアンス（ガイドラインの遵守・不遵守）については、「JICAのガイドライン遵守を確保することにより、環境社会配慮が高い水準で実施・継続されることを目指す」と記載する。（公）
- ・対話の促進については、「問題に関する申立人と相手国等との対話を促進し、双方が納得するような解決を得ることを目指す」と記載する。（公）
- ・コンプライアンスの審査と紛争解決だけでは不十分。環境・社会影響に対する補償や被影響住民の権利の保障も含めるべき。（公）
- ・「(2) ガイドラインの不遵守を理由として生じた（略）紛争」に関して当事者間の対話を促進する、という文は、審査役がJICAによるガイドラインの不遵守を確認した後に対話の促進を行うように読めるが、実際にはガイドライン遵守の有無を調査する過程で並行して対話の促進を行っているので、表現を見なおした方が良い。（審）
- ・「2. 目的」に助言機能も含めるべき。これはこれまで実際に行っていることであり、且つ重要な機能である。（審）

3) 論点案およびJICA方針案

論点 2-1 救済措置へのアクセス（関連：論点 1-2）

住民への被害の防止や、救済措置（権利の保障、損害の補償等）へのアクセスを記載することの是非。

→ JICA方針案

「救済措置へのアクセス」は具体的な対応のイメージがもちにくいこと、2. 目的、(2)が「救済措置へのアクセス」と同様の意味であると考えられることから、現行の規定を維持する。

論点 2-2 助言機能（関連：論点 13-3）

JICAの環境社会配慮を改善・強化するための助言機能を目的に含めることの是非。

→ JICA方針案

現要綱においても、審査役は必要に応じて、「今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる」と規定されており（『13. 報告書及び意見書に基づく対応(2)』）、審査役によるJICAの環境社会配慮改善・強化のための助言機能が確保されていることから、本章には記載しない。

3. 基本原則

1) 現行の記述

3. 基本原則

(1) 「独立性」

審査役は、JICAの事業担当部署から独立した理事長直属の機関として設置される。

(2) 「中立性」

審査役は、JICAの事業担当部署、協力事業を実施する側、協力事業に異議を唱える側のいずれにも属することなく中立的な立場から、全ての当事者の意見をバランス良く聴取しなければならない。

(3) 「効率性」

審査役は、異議申立を効率的に処理しなければならない。

(4) 「迅速性」

審査役は、異議申立を迅速に処理すべく、原則として手続開始決定後2ヶ月以内に報告書を提出し職務を完了させなければならない。

(5) 「透明性」

審査役の活動は、対話の促進という目的及び相手国等に係る情報の取扱に配慮しつつ、公開を原則とし、JICAの説明責任の向上に貢献しなければならない。

2) これまでに寄せられた意見・評価

【(1)独立性】

- ・より具体的な記載とすべき。例えば、独立性や中立性を判断する基準を明示する等。(公)
- ・基本原則を強化するためのフィードバック機能を示すべき。(公)
- ・審査役はJICA理事長直属であり、理事長によって選定されていることから、JICAから独立しているとは言えない。(申)
- ・JICAの審査役は申立受理、予備調査 (eligibility)、手続開始決定、事実調査、対話促進、報告書・方策具申の作成、と続く手続過程においてつねに単独で決定権を発揮し(10項)、理事長や担当部署との擦り合わせ手続を置かない点で、(IFC/MIGAの) CAOと異なり独立性が確保されている。とくに、審査役から理事長への報告書・方策具申の提出(12項)と、担当部署から理事長への意見書・対応策の提出(13項)が、事前の擦り合わせなく並行し、原則として一般公開される点では(14項)、EBRDの制度と近似する。(審)
- ・現行のままで良い。(公)
- ・「(1)独立性」に関し、審査役は(JICAが選定した委員から構成される選考委員会ではなく) JICAから完全に独立した、NGO、産業界、学識経験者の代表によって選定された後に

任命されるべきである。(公)

- ・審査役の独立性・中立性について、現行の制度で特に問題があるとは考えていない。ただし、委員選考のアカウンタビリティが重要であり、審査役の選定基準の公表とともに選定理由の説明を具体資料に基づき、より丁寧に行う。これ以上の強化でJICAから完全に独立というと司法制度のような位置付けになるので、かなり踏み込んだ議論が必要になる。運用面での改善（外部専門家の活用、現地調査・ヒアリングにおける配慮、等）を検討してはどうか。(審)
- ・「独立性」は審査役がJICA内の事業担当部署から独立している意味だが、外部から見ると「中立的」と同義と受け止められかねない。用語の検討を要す。(諮)

【(2) 中立性】 特になし

【(3) 効率性】 特になし

【(4) 迅速性】

- ・現行の調査期間（原則2ヵ月以内）は不十分。(申)
- ・審査役による現地調査は、調整や協議に十分な時間を割くことができなかつたため、納得の行くものでは無かつた。(申)
- ・「(4) 迅速性」に関し、コンプライアンスの審査や紛争解決に向けた対話の促進を行う上で2ヵ月の調査期間が十分かどうか、再検討すべき。(公)
- ・現行の調査期間（原則2ヵ月以内）は短い。これまで異議申立に係る調査を行った2案件では、どちらも2ヵ月の延長を余儀なくされている。原則4ヵ月とし、さらに4ヵ月延長可能、ただし調査の中断があつた場合その期間は除く、としてはどうか。(審)
- ・迅速性の原則は重要であるものの、実務的には内容次第でもっと時間的余裕がある方が望ましい。他機関ではもっと時間をかけている。また、審査役が非常勤であることも考慮する必要がある。(審)
- ・事実審理型手続としての審査は、受理決定から2ヵ月を原則とし、正当な理由（技術的な事実認定のために鑑定人意見を聴取するなど）があれば延長できるとすることでよいと考えられる。原則4ヵ月などとすると、いたずらに遅らせている印象を与えるかもしれない。他機関の要綱を目配りしつつ要検討。(審)
- ・審査役は予備調査の後2ヵ月以内にガイドライン遵守にかかる事実の調査と紛争解決に向けた対話の促進の二つの目的のための活動をする事になっている。これは審査役にとって厳しいだけでなく、時間的制約のため、現地の申立人や住民が、ガイドライン遵守にかかる調査と紛争解決に向けた対話の区別をしにくくなり、中立性に対する信頼性も失われかねない。(諮)

【(5) 透明性】

- ・「(5) 透明性」に関しては、情報公開の原則と併せて申立人への報復の危険性や保護の必要性についても記載すべき。(公)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 3-1 審査役の独立性

現行の手続要綱において、審査役の独立性に問題が生じているか。変更の必要があるか。

→ JICA方針案

以下の点から、審査役の独立性は確保されている。

- ・ 審査役は、事業担当部署（事業担当部署および環境審査部署）から独立していること。
- ・ 審査役は、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO等の構成員による選考委員会で選定され、理事長が任命していること。
- ・ 異議申立手続の中で、審査役と理事長や理事、事業担当部署との擦り合わせ手続きを置いていないこと。
- ・ 審査役から理事長への報告書提出と、事業担当部署から理事長への意見・対応策の提出が、両者の擦り合わせなく行われること。また、どちらもウェブサイトで公開されていること。

他方で、現要綱の「事業担当部署から独立した理事長直属の機関」との表現は誤解を招く可能性があることから、「事業担当部署から独立した機関として設置され、直接理事長に報告する」との表現に修正する。英文の“under the direct control of the President”も合わせて見直す。

論点 3-2 調査期間（関連：論点 11-1）

現行の手続要綱に定められている2か月間という調査期間を見直すことの要否。

→ JICA方針案

手続開始後2か月以内（2か月を限度として延長可能）を、手続開始後4か月以内（4か月を限度として延長可能）とする。

論点 3-3 申立人に対する報復の防止

基本原則に、申立人への報復の危険性や保護の必要性についても記載することの要否。

→ JICA方針案

「(5) 透明性」に申立人の安全に配慮する旨追記する。

4. 異議申立審査役

1) 現行の記述

4. 異議申立審査役

- (1) JICA は、JICA の事業担当部署及び環境社会配慮審査担当部署から独立した機関として審査役2名ないし3名を置く。
- (2) 審査役は、以下の要件を満たすもののうちから、理事長が選考委員会の意見を踏まえて任命する。
 - 1) JICAの環境社会配慮に関する業務と利害関係がないこと。
 - 2) 日本語及び英語に堪能であること。
 - 3) また、審査役は、環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見を有することが望ましい。
- (3) 上記選考委員会は、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO等の中からJICAが公平にかつ適正に選定した者により構成される。
- (4) 審査役は、任期を原則3年とし、1回に限り再任されることができる。なお、JICAは、審査役の退任後3年間は当該人物を雇用しないものとする。任期途中で交代した審査役の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 各異議申立については、いずれかの審査役が担当することとする。当該異議申立を担当する審査役は、他方の審査役の意見を踏まえて報告書を作成する。

2) これまでに寄せられた意見・評価

【(1)】 特になし

【(2)】

- ・審査役は（略）理事長によって選定されていることから、JICAから独立しているとは言えない。（申）
- ・異議申立審査役の何名かは過去に何らかの形でJICAと関連する職に就いているため、JICAから十分に独立しているとは言えない。（申）
- ・審査役は、当該国の社会・文化や政治に精通している必要がある。（申）
- ・審査役の要件として、それまで一定期間JICAと雇用関係に無かったことを追加すべき。（公）
- ・世銀要綱では、過去2年間の雇用関係の不在を要件としているが、はたして十分なのか要検討。（審）
- ・「3）環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見を有すること」については、「望ましい」ではなく必須とすべき。（公）
- ・事業における人権に関する知見（国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」及びOECDの「多国籍企業行動指針」を含む）を要件に含めるべき。（公）
- ・関連分野への「知見を有する」ではなく、「専門性を有する」（専門家である）ことを要件とすべき。（公）
- ・対象国・現地の言語に通じていることを要件に加えるべき。（公）
- ・環境分野の専門家も応募できるように要件を修正すべき。（公）
- ・各事案の状況やニーズに合った知見を有し、当該地域の社会・政治状況に精通した人物を審査役として雇用すべき。（公）

【(3)】

- ・選考委員会には、被援助国のNGOを含めるべき。（公）

【(4)】

- ・審査役の任期に関し、前任者の任期途中で交代した審査役の任期についても、前任者の残任期間ではなく原則3年とし1回に限り再任可能（合計6年まで可能）とすべき。（審）

【(5)】

- ・担当制について、詳細な説明が必要。例えば、案件ごとに担当審査役を決めるのは誰なのか、また、「他の審査役の意見を踏まえて報告書を作成」とあるが、意見が分かれた場合はどうするのか。（公）

3) 論点案およびJICA方針案

論点 4-1 JICAとの雇用関係に関する要件

審査役が満たすべき要件に、JICAと雇用関係にあった場合はそれから一定期間が経過していることを含めるか。

→ JICA方針案

JICAとの雇用関係から少なくとも2年が経過していること、という要件を追加する。

論点 4-2 審査役が有する知見に関する要件

環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見を、「有することが望ましい」ではなく必須とすることの要否。

→ JICA方針案

環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見のいずれかまたは複数を有することを要件とする。

論点 4-3 選考委員会への被援助国NGOの参加

選考委員会に被援助国のNGOを含めることを追記することの是非。

→ JICA方針案

現要綱の記載を維持する。

現行の手続要綱では、「…NGO等の中からJICAが公平にかつ適正に選定」とあり、被援助国のNGOや国際NGOを排除する表現にはなっていない。仮に含めるとした場合、どの国のどのNGOを選ぶかによって不公平が生じる可能性がある。また、これまでJICAはNGO間で不公平が生じないようにネットワーク型NGO（JANIC）に選考委員を依頼しており、公平性には問題ないと考えている。

論点 4-4 任期途中で交代した場合の審査役の任期

任期途中で交代した場合の審査役の任期は「前任者の残任期間」となっているが、これを見直すことの要否。

→ JICA方針案

任期途中で交代した場合も、審査役の任期は原則3年（1回に限り再任可）とし、「任期途中で交代した審査役の任期は、前任者の残任期間とする。」との規定を削除する。

論点 4-5 担当制についての説明

各異議申立の担当審査役の決定方法や、審査役間で意見が分かれた場合の対応等について、説明を追加する要否。

→ JICA方針案

担当者は審査役間で話し合っただけで決定すること、および審査役の間で意見が分かれた場合は、担当審査役が他の審査役の意見も報告書に併記しつつ、総合的な判断を行う旨、追記する。

5. 審査役の権限と義務

1) 現行の記述

5. 審査役の権限と義務

- (1) 審査役は、上記の目的を達成するため、以下の権限を有する。
 - 1) JICAが保有する文書・記録等、職務に必要となる情報に自由にアクセスすることができる。
 - 2) JICA職員に対して、ヒアリングを行うことができる他、文書の提出を依頼することができる。
 - 3) JICA職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリング及び文書の提供の申込・アレンジを行うよう、JICA関連部署に依頼することができる。
- (2) 審査役は、職務を忠実に遂行するため、以下の義務を負う。
 - 1) 申立があった案件について誠実に職務を遂行すること。

- 2) 申立人及び関係者の人権、及び相手国等に係る情報の取扱に配慮し、申立人及び関係者を不当に害するような行動を取らないこと。
- 3) 業務上提供を受けた情報を職務の目的以外に用いないこと。
- 4) その他、本要綱で定められる手続を遵守すること。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・被害を受けている人たちの苦痛の早期解決のため、外部の専門家の投入などによる調査の加速化が必要となろう。外部専門家の活用については、現要綱では事務局の項に書かれているが、10. 異議申立手続のプロセスに書き込む方がよいのではないか。(諮)
- ・現行の要綱では、外部の専門家の活用に関し、「15. 事務局」の項目で、「審査役は、その職務を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる。」と規定されている。しかし、外部の専門家の活用を想定しているのは、事務局の機能、つまり、事務処理のみではないため、同項目とは別に「外部の専門家」乃至「外部の専門家の活用」という項目を立てた上で、審査役のどの職務において外部の専門家の活用を想定しているのかについて明記すべきである。(諮)
- ・当該事業においてJICAによるガイドライン不遵守があり、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合には、審査役は事業を停止できるようにすべき。(申)
- ・異議申立審査役は、JICAによるガイドライン不遵守が是正されるまで当該事業の停止を勧告できるようにすべき。(公)
- ・事業完成後の審査報告であっては無意味であり、EBRDにおけるように事業差止め勧告の制度化が（少なくとも経営側の早期対応を促す伝家の宝刀として）望まれる。(審)
- ・差止（勧告）制度は申立人による濫用を避ける配慮が不可欠。あえて明文化せず判例法的に対応するのも選択肢。差止制度を明文化する場合には申立要件（重大な侵害、代替救済手段不在等）を厳密に明記する必要がある。審査役の役割はあくまで事実審査型手続における事実認定機能の枠内で、明文化された差止要件の充足の有無を客観的に判定するに留まるべき。実際に差し止めを行うか否かの判断はJICA理事長自身による。(審)
- ・審査役には事業を停止する権限はないが、必要に応じて事業の停止を助言することは可能とすべき。(審)
- ・不遵守すなわち即停止ではなく、何らかの対応を提言することになるのではないだろうか。事業実施者の対応も聞かず、事業停止の提言できるのか疑問。(審)
- ・事業停止の是非を判断する権限を持つこととするのは非。(審)
- ・現行のままとすべき。(公)
- ・「2) JICA職員へのヒアリング」に関しては、当該職員が処罰や報復を恐れることなく審査役に情報を提供できるように、「安全且つ内密な状況でヒアリングを行うことができる」と定めるべき。(公)
- ・申立人を含む被影響住民が処罰や報復を恐れることなく審査役に情報を提供できるように、審査役は相手国政府等を排除した形で被影響住民と協議を行うことができると定め、必要であれば日本政府が相手国等に外交的な圧力をかけることも可能とすべき。(公)
- ・審査役が、基本原則に則った活動を行うために必要な研修・訓練を受ける権利及び義務を追加すべき。(公)
- ・人権配慮はどのガイドライン・基準に沿って行われるのか示してほしい。(公)

- ・「2) 申立人及び関係者の人権（略）申立人及び関係者を不当に害するような行動を取らないこと」に関し、申立人の安全確保の重要性を強調し、申立人への報復等のリスクを評価して適切な回避・緩和措置を講ずることを審査役の責任として明記すること。（公）

3) 論点案およびJICA方針案

論点 5-1 外部専門家の活用（関連：論点 10-9, 論点 15-3）

現行の手続要綱では「15. 事務局」に記載されている外部専門家の活用を、本章「5. 審査役の権限と義務」に記載することの是非。

→ JICA方針案

外部専門家の活用については、『15. 事務局』ではなく、本章『5. 審査役の権限と義務』で言及する。また、『10. 異議申立手続のプロセス』に説明を追加する。

論点 5-2 審査役による事業停止の勧告（関連：論点 11-3）

異議申立がなされたプロジェクトについて審査役が調査を行った結果、重大で望ましくない環境社会影響があると判断した場合に、審査役が事業の停止を勧告することの可否。

→ JICA方針案

以下の理由を踏まえ、審査役には、事業停止の権限はないものと整理する。事業の停止は、ガイドライン不遵守の有無だけでなく、当該事業が相手国にもたらす広範囲かつ長期的な便益や、事業の停止によって生じる負の影響、他のプロジェクトやアクターとの関係等も含めた幅広い視野から勘案した上で判断すべきもの。そのような判断を審査役にゆだねることは過重な責務や負担を強いることになるため、審査役には中立的な立場からガイドライン不遵守の有無に焦点を絞って審査を行うことに注力いただく。その結果に基づく対応は、JICAが責任を持って検討・実施する。（世銀、IFC、ADBのAccountability Mechanismにも、事業停止の是非を判断する権限はない。）

論点 5-3 申立人の安全配慮に係る審査役の義務

ヒアリングを行う際に相手方の安全を図ることを、審査役の義務として記載するか。

→ JICA方針案

審査役の義務として、ヒアリングや当事者間の対話の促進に際し、報復リスクに配慮し、事前に安全対策や守秘の必要性を確認する旨追記する。

6. 対象案件

1) 現行の記述

6. 対象案件

異議申立は、1) 有償資金協力、2) 無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、3) 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査、4) 開発計画調査型技術協力、5) 技術協力プロジェクト、のうちガイドラインの対象とする案件であり、JICAがガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。

2) これまでに寄せられた意見

- ・現行のままとすべき。(公)
- ・現行の条項を強く支持する。(公)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 6-1 対象となる協力事業

→ JICA方針案

ガイドラインの「1.7 対象とする協力事業」の定義にあわせて修正する。

7. 申立人の要件

1) 現行の記述

7. 申立人の要件

- (1) 異議申立は、ガイドラインの不遵守の結果として、当該プロジェクトにより現実の被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民によりなされることが必要である。
- (2) 申立は、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行うこともできる。ただし代理人を通じて行う場合は、申立人本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授権していることが必要である。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・申立人が紛争解決に向けた当事者間の対話の促進を求めている場合には、相手国等のガイドライン不遵守に対しても異議申立を行うことができるようにすべき。(公)
- ・申立人保護の観点から、「2人以上の住民」という要件を見直すべき。複数の人々が結集して申立を行うことは彼等に対する報復のリスクを高める可能性がある。(公)
- ・当事者だけでなく、ステークホルダーの誰もが申立を行うことができるようにすべき。(公)
- ・NGO・市民社会団体が(住民の代理としてではなく団体として)異議申立を行うことも可能とすべき。(公)
- ・被影響住民は、(当該地域の事情等からやむを得ない場合でなくとも) 本人がやり取りを内密にしたいと望む場合には代理人を通じて異議申立を行うことができるようにすべき。(公)
- ・申立人が適切と判断すれば、(申立だけでなく) 手続の全工程を代理人を介して行うことができるようにすべき。(公)
- ・代理人を通じて異議申立を行う場合について、調査段階(10.(5)ガイドライン遵守に係る事実の調査)における代理人の役割についても記載すべき。(公)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 7-1 相手国等のガイドライン不遵守に対する異議申立(関連:論点 9-4、2目的)

申立人が紛争解決に向けた当事者間の対話の促進を求めている場合には、相手国等のガイドライン不遵守に対しても異議申立ができるようにすることの是非。

→ JICA方針案

異議申立手続は、JICAによるガイドラインの遵守を確保する一環として同ガイドラインの「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」に基づき設置されたものであり、相手国等によるガイドライン不遵守は本手続きの対象外。

論点 7-2 当事者1名での申立、NGOによる申立、全工程における代理人による対応
当事者個人が1名での申立や、当事者以外（NGO等）による申立を可能にするか。また、手続の全工程において代理人が対応することを可能にするか。

→ JICA方針案

- ・ 一個人による異議申立を可能とするものの是非については、世銀やADBも2人以上としていることから、現行の規定を維持する。
- ・ NGO等による申立を可能とするものの是非については、現要綱においてもNGO等が現地住民の代理人として異議申立を行うことは可能であることから、現行の規程を維持する。
- ・ 申立以降の手続きについても代理人を介して行うことができるようにすることの是非については、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行えるよう、修正する。

8. 異議申立の期間

1) 現行の記述

8. 異議申立の期間

異議申立は、以下に定められる期間に行うことができる。

- (1) 有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)及び技術協力プロジェクトについては、カテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまで可能である。また、案件終了後は、ガイドライン上のモニタリング結果の確認をしている期間において、JICAのガイドライン上のモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立が可能である。
- (2) 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査については、カテゴリ分類結果の情報公開以降、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから1ヶ月が経過するまで可能である。
- (3) 開発計画調査型技術協力については、合意文書の情報公開以降、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから1ヶ月が経過するまで可能である。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・ JICAの関与が完了してから2年間は異議申立が可能とすべき。(公)
- ・ プロジェクト終了後(有償、無償、技術協力プロジェクト)、または報告書のウェブサイト掲載後(開調型技協等)、最低6ヵ月、理想的には1年程度まで異議申立を行うことが可能とする。また、異議申立が可能な期間について、ウェブサイト以外でも情報提供を行う。(公)
- ・ 異議申立が可能な期間を見直すべき。(公)
- ・ 案件終了後どの程度の期間を異議申立可能な期間とするかどうかは、案件によると思う。多様なケースが考えられるので、状況に応じて例外的に認める、としてはどうか。また、世銀(案件終了後15ヵ月まで可)やADB(案件終了後2年間は可)に近い対応でも良いの

ではないか。(審)

- ・(異議申立可能な期間については)よりフレキシブルな対応が望ましいため、延長の条件をより緩やかにした方が良い。(審)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 8-1 異議申立の期間(有償・無償・技協)

現要綱で、「カテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまで」としている異議申立期間について、見直すことの要否。

→ JICA方針案

「案件が終了するまで」を「プロジェクトが終了して6カ月が経過するまで」に修正する。

論点 8-2 異議申立の期間(開技)

現要綱で「カテゴリ分類結果の情報公開以降、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから1カ月が経過するまで」としている異議申立期間について、見直すことの要否。

→ JICA方針案

「最終報告書がウェブサイトに掲載されてから1カ月が経過するまで」を「…6カ月が経過するまで」に修正する。

9. 申立書の内容

1) 現行の記述

9. 申立書の内容

申立書には、以下の内容が日本語、英語又は現地の公用語で記載されていることが必要である。なお、現地の公用語で申立書が記載されている場合には、審査役は手続の開始にあたって、申立書を日本語又は英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがあり得る。

1) 申立人の氏名

2) 申立人の住所・連絡先

異議申立は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。但し、申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。また、相手国等に対しての匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。

3) 異議を申し立てる対象の協力事業

- ・ 国名
- ・ プロジェクト名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

プロジェクト名が正確に記載されていなくてもよいが、プロジェクトが同定できる記載が必要である。正確なプロジェクト名が記載されていない場合は、プロジェクトを同定するために申立人への確認が必要な場合もあり、申立書の受理通知までに時間がかかることがある。

4) 申立人に対して生じた現実の被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる被害の具体的内容

5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

6) ガイドライン不遵守と被害の因果関係

7) 申立人が期待する解決策

8) 相手国等との対話の事実

当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、申立人は、異議申立を行う前に、相手国等との対話に向けた努力を行うことが求められる。このため、相手国等との協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。ただし申立人が相手国等との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する。

9) JICAとの対話の事実

申立人は、異議申立を行う前に、JICAの事業担当部署との対話を行うことが求められる。このため、事業担当部署とのやり取りの事実関係については、日時・対応者・対応の内容など詳細が記載される必要がある。また、申立人は、JICAの事業担当部署の対応が不十分である理由について記載することができる。

JICAの広報部署は、事業担当部署との対話が迅速かつ適切に行われるよう外部から問合せがあった場合には、迅速に当該事業担当部署を紹介しなければならない。事業担当部署は、ガイドラインの規定に従い、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらを活用してスクリーニングおよび環境レビューを行わなければならない。

10) 代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。

2) これまでに寄せられた意見・評価

【言語等】

- ・ 申立書を作成して提出する手続は煩雑・困難である。(申)
- ・ 申立書の内容は、申立人に対して生じた、またはその蓋然性のある被害とJICA事業との関連のみでも可能とすべき。(公)
- ・ 異議申立に係る負担を最小化すべき。現行の手続要綱では申立書に記載すべき事項として多くの情報を求めており、これが申立を妨げる原因になりかねない。(公)
- ・ (公用語だけでなく) 地域内の全ての言語で異議申立が可能とすべき。(公)
- ・ 申立人は、被害を認識し、異議申し立ての可能性とプロセスを知り、相手国およびJICAと対話し、申立てに必要な情報を収集し、所定の内容の申立書を作成、案件が終了する期間内に提出しなければならず、交通や通信の不便な地域で暮らす公用語以外を母語とする住民にとっては、非常にハードルが高いと思われる。このため、異議申し立てに至らないケースが多いのではないかと考えられる。(諮)
- ・ 世銀では異議申立の件数が援助規模を勘案してもJICAの10倍程度ある。国際会議等ではJICAの異議申立件数が少ないのは手続が困難だからではないか、という意見も出たが今はそうでもない。とはいえ、異議申し立に必要な要件をさらに軽減し、手を上げやすいようにすると良い。(審)

【(1) 申立人の氏名、(2) 申立人の住所・連絡先】

- ・ 異議申し立に際しての匿名性や安全の保証について、より明確に記載すべき。また、被影響住民が、異議申し立に対する報復等の安全上の懸念を伝える機会を設けるべき。(公)
- ・ 申立人の匿名性を保護・保証すべき。(公)
- ・ (相手国等の) 内部通報者の保護に係る条項を加えるべき。(公)

- ・申立人の氏名の守秘を保証すべき。(公)

【(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実】

- ・JICAのガイドラインは表現が漠然としているため、不遵守の条項を特定することは一般市民にとっては困難。(申)
- ・JICAは影響要件を「被害」と表現し、「悪影響」よりも一歩進んで具体的な損害の特定を要求するように読め、さらに加えてその「被害」がJICAの「ガイドラインの不遵守の結果」であるとする因果関係を要求(p. 5)している。さらに、JICAと世銀(12項3)は規則違反箇所の特定を要件の一とし、裁判の訴状になぞらえればさながら法的根拠に沿った請求原因事実の特定を要求しているものだが、ADB(152項)やIFC/MIGA(2.1.4項)ではこれを任意記載事項とし、EBRDでは要求していない。(p. 6)(審)
- ・不遵守事項の特定は、異議申立制度の利便性を著しく損ねるので、記載事項から削除すべき。(公)
- ・申立書は、申立人への被害について記述されていれば受領可とすべき。被影響住民が、JICAのガイドライン不遵守や被害との因果関係を調べる手段を有していると考えすることは現実的では無い。(公)
- ・JICAのガイドライン遵守・不遵守だけでなく、相手国等のガイドライン不遵守についても申立を行うことができるようにすべき。(公)
- ・相手国・実施機関等によるガイドライン不遵守も審査対象に含めることにより、JICAが世界に対して新しい規範を示してはどうか。必要なアドバイスができるようにし、相手国・実施機関等にガイドラインについて理解を深め改善を図っていただくというJICAの本来の機能として対応したらよいのではないか。(審)
- ・相手国等によるガイドライン不遵守を審査対象に含めることについて、審査対象はJICAの行為の妥当性に限り、相手国政府の行為の妥当性には及ばないことを明示すべき。したがって本制度の適用規範はJICAの行為準則である日本法・現地法・JICA内規である環境社会配慮ガイドライン等であることを明記、またその解釈適用に際する一般原則を明示していただければと思う。(審)
- ・JICA異議申し立て審査手続は、あくまでJICAが第三者審査委員を雇用して自らの行為を自己点検するための制度であり、主権国家である相手国政府に対して同意なき審査手続・調停手続を実施する制度ではなく、これを強行すれば国際法違反となる。(審)

【(6) ガイドライン不遵守と被害の因果関係】

- ・JICAは影響要件を「被害」と表現し、「悪影響」よりも一歩進んで具体的な損害の特定を要求するように読め、さらに加えてその「被害」がJICAの「ガイドラインの不遵守の結果」であるとする因果関係を要求(p. 5)している。さらに、JICAと世銀(12項3)は規則違反箇所の特定を要件の一とし、裁判の訴状になぞらえればさながら法的根拠に沿った請求原因事実の特定を要求しているものだが、ADB(152項)やIFC/MIGA(2.1.4項)ではこれを任意記載事項とし、EBRDでは要求していない。(p. 6)(審)
- ・ガイドライン不遵守と被害との因果関係は、異議申立制度の利便性を著しく損ねるので、記載事項から削除すべき。(公)
- ・他機関との比較では再考の余地があるが、実務的には必須とする方が迅速に対応できる。(審)

【(7) 申立人が期待する解決策】

- ・公正な紛争解決の要請に係る条項を追加すべき。(公)

【(8) 相手国等との対話の事実】

- ・相手国等との対話の事実は、異議申立制度の利便性を損ねるので、記載事項から削除すべき。(公)
- ・被影響住民は、相手国等との対話を経ずとも異議申立を行うことができるようにすべき。(公)
- ・(相手国等との)対話を必須項目として強要すべきではない。(公)
- ・現状維持(原則として相手国等との対話は必要)とすべき。(審)
- ・民主的な意見表出制度を欠く国で利害関係者の意見表出機会の欠如を「補う」制度として異議申立制度を設ける、という考え方からすると、国内的な意見表出機会を求めたが得られなかったこと、を要件としていることは妥当と考えられる。(審)

【(9) JICAとの対話の事実】

- ・JICA事務所に対話を求めても直ぐに回答が得られない等、実施が困難な場合がある。(申)
- ・JICAとの対話の事実は、異議申立制度の利便性を損ねるので、記載事項から削除すべき。(公)
- ・被影響住民は、JICAや相手国等との対話を経ずとも異議申立を行うことができるようにすべき。(公)
- ・(JICAとの)対話を必須項目として強要すべきではない。(公)
- ・申立人は、異議申立を行う前に、JICAの事業担当部署と対話を行うことが求められている。日本語であってもJICAのような複雑な組織の事業担当部署にたどり着くのは容易ではないことを考えると、前述のような、交通や通信の不便な地域で暮らす公用語以外を母語とする住民にとっては非常に困難であると思える。相手国等との対話に向けた努力については、やむを得ない事情がある場合には省略が認められていることから、JICAの事業担当部署との対話についても同様に事情により考慮するようにすべきではないか。(諮)
- ・現状維持(JICAとの対話は必須)とすべき。(審)
- ・話し合いによる解決優先姿勢をJICAとして重視したいのであれば、事実審査型手続と調停型手続を分離し、事実審査型手続の前提要件としてまずは調停型手続を実施するという「前置主義」を採用すべきと考えられる(未だ話し合っていないからと言って門前払いはするのではなく、まずは受理し、手続の中で話し合いを優先するもの)。(審)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 9-1 申立書の記載言語(関連:論点 14-3)

日本語、英語、現地の公用語以外でも申立書の記載が可能とするものの要否。

→ JICA方針案

現地の公用語に限定せず、申立人の使用言語で申立書を記載することも可能である旨、修正する。

論点 9-2 申立人の個人情報の守秘(関連:論点 10-2)

申立人の個人情報の守秘を強化することの要否。

→ JICA方針案

「(2) 申立人の住所・連絡先」に、申立人の個人情報、本人の承諾なくして開示されないことを追記する。

論点 9-3 ガイドラインの不遵守条項特定

不遵守とされるガイドラインの条項の特定を必須項目とはしない(任意で記載、とすること)の是非。

→ JICA方針案

不遵守とされるガイドラインの条項の特定を必須項目ではなく、任意に記載できる事項とする。

論点 9-4 相手国等のガイドライン不遵守に対する異議申立 (関連:論点 7-1、2目的)

相手国等のガイドライン不遵守に対しても異議申立ができるようにすることの是非

→ JICA方針案

異議申立手続は、JICAによるガイドラインの遵守を確保する一環として同ガイドラインの「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」に基づき設置されたものであり、相手国等によるガイドライン不遵守は本手続きの対象外のため、記載項目には含めない。

論点 9-5 ガイドライン不遵守と被害との因果関係

ガイドライン不遵守と被害との因果関係を必須項目とはしないことの是非。

→ JICA方針案

ガイドライン不遵守と被害の因果関係は必須項目ではなく、任意に記載できる事項とする。

論点 9-6 コンプライアンス審査と対話の促進の区分 (関連:論点 10-4, 論点 11-2)

コンプライアンス審査と紛争解決を個別に実施することの是非

→ JICA方針案

「7) 申立人が期待する解決策」に、紛争解決のための対話の促進、またはガイドラインの遵守・不遵守の確認のどちら(あるいは両方)に重きを置いた調査を希望するか、記載するよう追記する。

論点 9-7 相手国等との対話

申立人に、異議申立を行う前に相手国等との対話を求めることの要否。

→ JICA方針案

- ・ 「相手国等との対話の事実」ではなく、相手国等(苦情処理メカニズムを含む)との対話に向けて申立人が行った努力とその結果について、記載を求めることとする。(相手国等から回答・反応が得られていない場合でも、申立を行うことは可能。)
- ・ また、申立人が相手国等との対話に向けた努力を行うことができない事情がある場合には、JICAの事業担当部署(在外事務所を含む)に相談する努力を行うことが求められるとともに、JICAの事業担当部署は、そのような相談を受けた場合には対応する。

論点 9-8 JICAとの対話

申立人に、異議申立を行う前にJICAとの対話を行うことを求めることの要否。

→ JICA方針案

被影響住民が異議申立手続に頼らざるを得ない状況になる前にJICAが適切な介入・対応を行い、被害の未然防止や最小化を行うことが重要であるため、申立人にJICAへの連絡を求めることは必要と考える。

他方で、「JICAとの対話の事実」という現行の表記では、何らかの事情でJICAへのアクセスが困難であった場合や、JICAの対応に時間がかかった場合にはそれが解決するまで申立を行うことはできない、と受け取られる可能性もあるため、ガイドラインの不遵守または不遵守が疑われる状況の結果として、当該プロジェクトにより現実を受けた被害、あるいは相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害についてJICAに伝えるために行った努力とその結果を記載項目とする。

10. 異議申立手続のプロセス

1) 現行の記述

10. 異議申立手続のプロセス

(1) 申立書の提出

申立人は、申立書を書面（別添参照）で封書または電子メールへの添付による送付もしくは直接審査役に提出する。

(2) 申立書受理ならびに申立人及び相手国等への通知

審査役は、申立書に申立人の氏名及び連絡先が記載されている限り、申立書を受領後、原則として5営業日以内に、別添の書式に従い申立人、相手国等及び事業担当部署に対し受理の通知を行う。ただし、申立人が相手国等に対する匿名を希望する場合には、申立人に関する情報は相手国等には明らかにされない。

(3) 予備調査

1) 審査役は、申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかを書面調査する。記載に不備がある場合には、不足部分につき別途申立人に提出を求める。

2) 審査役は、必要に応じて、申立資格の有無にかかる事実につき関係者にヒアリングを行うことができる。

3) 審査役は、濫用防止の観点から、異議申立は純粋かつ手続の目的に沿って適切になされたものであるかチェックを行う。

4) 審査役は、特段の事情がないかぎり異議申立受理後、原則として1ヶ月程度で予備調査を終了させ、手続開始あるいは申立却下の決定を下すものとする。

(4) 手続開始決定

1) 審査役は、別添の検討フォームに従い、異議申立が本手続の要件に合致しており、記載内容に相当程度の合理性が認められる場合には、手続開始の決定を下し、その旨理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する。

2) 異議申立が却下される場合には、却下の事実とその理由を理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する。なお、異議申立が却下される場合であっても、審査役は、当該プロジェクトの審査やモニタリングの確認に有用であると考えられる場合には、事業担当部署に対して異議申立を移送することができる。環境ガイドライン担当審査役の事業担当部署に対するかかる移送は、理事長及び申立人に対して通知される。

3) 審査役は、他の紛争処理手続において係争中のプロジェクトであって、当該紛争処理

手続と本手続の争点を実質的に同一であって、本要綱の目的に照らし本手続を開始する必要がないと認める場合には、手続開始の決定を留保することができる。手続開始決定を留保する場合には、理由を付してその旨理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する。審査役は、留保事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続開始を決定できる。

4) 一事不再理の観点から、過去に当該被害について本異議申立手続が行われている場合には、申立は却下することができる。ただし新たな事実に基づく異議申立はこの限りでない。

5) 異議申立の却下に対しては、申立人は審査役に意見を書面で提出することができる。審査役は、申立人の意見に対しては誠実に対応しなければならず、必要に応じて、事業担当部署に当該意見を移送する。

(5) ガイドライン遵守にかかる事実の調査

1) 審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実を調査するため、申立人と直接面会し、申立人から直接異議申立にかかる事項をヒアリングすることができる。

2) 審査役は、事業担当部署にヒアリングを行い、意思決定までに行われた環境社会配慮およびモニタリングにかかる事実を確認する。また、環境社会配慮確認およびモニタリングの確認にJICAが利用した一切の資料を閲覧することができる。

3) 審査役は、必要に応じて、申立人と同様の見解を有している住民、申立人とは異なる見解を有する住民、相手国等、専門家、その他関係者に対してヒアリングを行うことができる。ただし相手国等に対してヒアリングを行う場合には、当初は事業担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う。

(6) 紛争解決に向けた対話の促進

1) 審査役は、紛争の解決のため、申立人を含む影響を受けた住民及び相手国等の間の対話の促進のため、対話を仲介することができる他、個別にヒアリングを行うことができる。

2) 審査役は、当事者の見解をバランス良く聴取するべきであり、「中立性」への信頼を損なわないよう、各当事者への個別ヒアリングを行わなければならない。

(7) 調査及び対話の促進活動実施中の留意点

審査役は、手続開始決定後、他の紛争処理手続においてプロジェクトが係争中となった場合であって、当該紛争処理手続と本手続の争点を実質的に同一であって、本要綱の目的に照らし本手続を停止することが適当と認める場合には、調査及び対話の促進活動を暫定的に停止することができる。異議申立手続の停止については、理由を付してその旨理事長、申立人、相手国及び事業担当部署に書面で通知する。審査役は、停止事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続を再開する。

2) これまでに寄せられた意見・評価

【(1) 申立書の提出】

- ・インターネットへのアクセスが無い被影響住民は異議申立を行うことが困難（申）
- ・インターネットが相手国政府によって監視されている可能性等に配慮し、申立人に危険が及ばない形で異議申立や審査役からの連絡ができるようなプロセスを確保すべき。（公）

【(2) 申立書受理ならびに申立人及び相手国等への通知】

「9. 申立書の内容」の「(1) 申立人の氏名」及び「(2) 申立人の住所・連絡先」について以下の意見が寄せられている。詳細は「9. 申立書の内容」を参照のこと。

- ・異議申立に際しての匿名性や安全の保証について、より明確に記載すべき。(公)
- ・申立人の匿名性を保護・保証すべき。(公)
- ・申立人の氏名の守秘を保証すべき。(公)

【(3) 予備調査】

- ・「(3) 予備調査」は、被害者である申立人の誠意を疑っているかのような語調となっているため、再検討が求められる。異議申立にかかる負担を軽減するような内容・語調とすべき。(公)
- ・予備調査に関しては、申立書の受理・却下を判断する基準をより明確に示すべき。(公)
- ・「特段の事情」がどのような事を意味しているのか、明示すべき。(公)
- ・異議申立が却下された際に公式に抗議できるプロセスを導入すべき。(公)

【(4) 手続開始決定】

- ・JICAによるガイドラインの遵守・不遵守が判断できない段階であっても、審査役が妥当と認めた場合には紛争解決に向けた当事者間の対話の促進を実施できるようにすべき。(申)
- ・申立人がコンプライアンス審査と事業の停止を求めたにも関わらず審査役が事業継続に向けた対話の促進を図ったことは、独立性・中立性の点から問題である(環境・社会問題に係る紛争の解決のために当事者間の対話を促進する一方で事業の中断・中止のオプションは検討しない、という審査役の姿勢は、JICA事業の実施・継続を前提としたものであり、審査役の独立性・中立性が確保されているとは言えない。)(申)
- ・申立人は、審査結果には必ずしも納得していないものの、当事者間の対話が促進されたことについては評価している。(申)
- ・異議申立に妥当性があると判断された場合に(コンプライアンス審査とは別に)被影響住民と相手国等との調停・紛争解決を図るプロセスが導入されれば、被影響住民の声を確実に事業に反映させることが可能となる。今回は、現地ステークホルダーが自分達の意見を事業に反映されるための手段として異議申立制度を利用せざるを得なかった。(申)
- ・JICAは審査手続の中に「対話促進」を組み込んでいる(10項(6))が、その他機関は調停型制度と審査型制度を切り分け、両者の要素が混在することは考えにくい。(p. 9)(審)
- ・調停的手法は今日の潮流であり、世銀、ADB、IFC/MIGA、EBRDのIAMでも調停・紛争解決のプロセスを取り入れている。が、調停型制度が審査型制度による終局的な解決を遅らせる一手段として機能するならば、審査請求者の利益を著しく害することになる。調停型制度を推奨するのであれば、EBRDのようにその機能すべき局面を(申立の要件とも合わせて)明確に位置づけるべき(p. 11)(審)
- ・紛争解決に向けた対話の促進(10.(6))がより効果的に行われるように、その手続を強化すべき。他機関の優良事例としては、明確に区分された形で紛争解決機能を定義・記載し、ファシリテーターを確保・配置することが挙げられる。少なくとも、審査役は当事者とともに選択した調停人(外部人材)を活用できるようにすべきである。(公)

- ・調停は申立人に圧力をかけるための戦略ではなく、対話として行われるべき。(公)
- ・被影響住民に妥協を強いることが無いようにすべき。紛争は妥協するものではなく、解決されるべきものである。(公)
- ・紛争解決とコンプライアンスの審査は区分して個別に実施すべき。(公)
- ・要綱の異議申立手続のプロセスでは、審査役は予備調査の後2カ月以内にガイドライン遵守にかかる事実の調査と紛争解決に向けた対話の促進の二つの目的のための活動をしていることになっている。これは審査役にとって厳しいだけでなく、時間的制約のため、現地の申立人や住民が、ガイドライン遵守にかかる調査と紛争解決に向けた対話の区別をしにくくなり、中立性に対する信頼性も失われかねない。まず要綱で調査が先で続いて対話の促進のための活動が行われるべきことをそれぞれの期間を区別して明記し、二つの活動が時系列で行われるものであることを示すべきと考える。(諮)
- ・我が国のIAM加盟組織では、従来は異議申立に対応する仕組みが中心であり、紛争解決に向けた特別な仕組みが構築されてこなかった。紛争解決をどのような仕組みで行うのか、よく検討することが期待される。(諮)
- ・コンプライアンスの審査と紛争解決に向けた当事者間の対話の促進を区分することについて、一方のみ可能とした場合には申立人に対して冷淡な印象を与えかねないので、両方を実施することも可能とすべき。(審)
- ・紛争解決に向けた当事者間の対話の促進は、JICAの事業部門で常時模索されていることと考えられ、そのまま続けていければよいと思われる。これとは別に、JICAガイドライン審査においては、事実審査型手続とは別の選択肢として、あるいはこれに連結させる前置主義として、話し合い重視の調停制度を設けることが可能と考える。(審)
- ・世銀のように、事実審査型手続と調停型手続を分離し、さらに調停型手続については、①当事者主義型手続（当事者間の合意で終結し、合意不調の場合に調停人による裁定・勧告を行わない）と②裁定型調停手続（日本の裁判所における民事調停制度のように、調停人が当事者一方と面談するコーカスも活用し、合意不調の場合に調停人が裁定案を示し当事者が一定期間内に異議を申し立てない限り調停合意とみなす等）の二種類の制度を設けることを提案。その際、審査役は事実審査型手続のみを行い、調停型手続は勧誘しない。事実審査型手続はJICA理事長の指示により行い、あくまで事実認定に徹し、事実を受けた判断はJICA理事長自らが行う。(審)
- ・ガイドライン遵守・不遵守の審査と、紛争解決に向けた当事者間の対話の促進を区分するためには、審査役とは別組織が必要。ただし現在の審査役にとって、審査と対話の促進を並行して考慮することは時に困難なこともあるため、現実には審査報告の一環として対話の促進を勧告している。(審)
- ・異議申立が却下された際に公式に抗議できるプロセスを導入すべき。(公)

【(5) ガイドライン遵守にかかる事実の調査】

- ・審査役は申立人と「直接面会し(略)ヒアリングすることができる」ではなく、「直接面会し(略)ヒアリングする」と訂正すべき。(公)
- ・審査役が事業担当部署の許可を得ずに(相手国等を含む)関係者にヒアリングを行うことを可能としない場合には、審査役の独立性・中立性が制限されることが懸念される。(公)
- ・異議申立の審査は、プロジェクト実施部門から完全に独立している必要がある。この点

が、形式的だけでなく、実質的にも担保されることが重要である。(諮)

- ・申立人が納得する形で中立性を保つためには、例えばJICAの職員が調査に同行しない、などの制度化が必要なのではないか。(諮)

【(6) 紛争解決に向けた対話の促進】

- ・我が国のIAM加盟組織では、従来は異議申立に対応する仕組みが中心であり、紛争解決に向けた特別な仕組みが構築されてこなかった。紛争解決をどのような仕組みで行うのか、よく検討することが期待される。(諮)

【外部専門家の活用】

- ・ミャンマー国「ティラワ経済特別区開発事業」の申立人より、審査役の現場訪問は、JICAの専門家とその通訳を伴ったものであったため、中立性が十分には確保されていなかった。との意見が出されている。その一方で、効果的・効率的に調査を進めるためには、現地の事情に通じた人員による支援が必要であり、現実的な対応としては外部専門家の活用(現行ガイドラインでは「15. 事務局」に記載)が考えられる。(申)
- ・被害を受けている人たちの苦痛の早期解決のため、外部の専門家の投入などによる調査の加速化が必要となろう。外部専門家の活用については、現要綱では事務局の項に書かれているが、10. 異議申立手続のプロセスに書き込む方がよいのではないか。(諮)
- ・現行の要綱では、外部の専門家の活用に関し、「15. 事務局」の項目で、「審査役は、その職務を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる。」と規定されている。しかし、外部の専門家の活用を想定しているのは、事務局の機能、つまり、事務処理のみではないため、同項目とは別に「外部の専門家」乃至「外部の専門家の活用」という項目を立てた上で、審査役のどの職務において外部の専門家の活用を想定しているのかについて明記すべきである。(諮)
- ・審査役を補佐する外部の専門家は直接住民と接するなど重要な役目を果たす可能性があるため、中立性を担保するため選定条件を明確に示すことが求められる。(諮)
- ・外部の専門家の選定にあたっては、異議申立人の信頼に足る「独立性」が確保されるべきである。特に、異議申立手続中の現地調査や住民へのヒアリングにおけるJICA 職員(審査役事務局を含む)やJICA 専門家等の同行/同席は無用に本異議申立制度に対する疑義や不信感を招く可能性がある。(諮)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 10-1 異議申立の方法

インターネットへのアクセスがないまたは相手国によって監視されている可能性に配慮し、追加対応が必要か。

→ JICA方針案

現要綱上も、電子メールの他に封書の送付によって申立が可能とされており、インターネットへのアクセスがなくても申立を行うことは可能。また、代理人が申立書を送付することもできることから、現行の規定を維持する。

論点 10-2 申立人の個人情報の守秘(関連:論点 9-2)

申立人の個人情報の守秘を強化することの要否。

→ JICA方針案

申立書の受理を通知する段階では、申立人が相手国等に対する匿名を希望している

か否かに関わらず、申立人に関する個人情報相手が相手国等に明かさなないこととする。それ以降の手續においても、申立人の承諾が無い限り個人情報の共有・開示は行わない。

論点 10-3 「申立人の誠意を疑っているかのような語調」の修正

10. 「(3) 予備調査」の表現が、被害者である申立人の誠意を疑っているかのような語調であるとの意見・評価を踏まえ、修正することの要否。

→ JICA方針案

英文版の以下の箇所が特に問題になっていると考えられるため、特に英文版の表現を申立人に対する中立的な見方を保った表現に修正する。

1) The Examiners shall check... If the descriptions are insufficient or otherwise inadequate, the Examiners may ask the Requesters to rectify the deficiencies. (「記載に不備がある場合には、不足部分につき別途申立人に提出を求める」が、英訳では「記載が不十分、または不適切な場合には、審査役は申立人に対して欠陥の修正を求めることができる」となっている。)

2) As necessary, the Examiners may interview the persons concerned with respect to whether or not the Requesters are qualified to submit a Request. (「申立資格の有無にかかる事実についてヒアリング」が、英訳では「申立人が申立を行う資格を有しているか否かについて聴取」となっている。)

3) The Examiners shall, with the intention of preventing abuse, check the Request to confirm that it was submitted in good faith and adequately in conformity with the purpose of the Procedures. (「純粋かつ手續の目的に沿って適切に」が、英訳では「誠実に、そして目的に沿って適切に」となっている。)

論点 10-4 コンプライアンス審査と対話の促進の区分 (関連: 論点 9-6, 論点 11-2)

コンプライアンス審査と紛争解決を個別に実施することの是非

→ JICA方針案

申立人からの要請に基づき、紛争解決のための対話の促進、またはガイドラインの遵守・不遵守の確認のどちら(あるいはその両方)を主眼とするかを含めて、手続き開始の決定を下す旨、追記する。

論点 10-5 申立却下に抗議できるプロセス

異議申立が却下された際に公式に抗議できるプロセスを導入することの要否。

→ JICA方針案

現要綱『10. 異議申立のプロセス』(4) 5)において、「異議申立の却下に対しては、申立人は審査役に意見を書面提出することができる。」とされている。また、審査役は、申立人の意見に対して誠実に対応する(必要に応じ事業担当部署への移送を含む)ことになっていることから、現要綱の規定を維持する。

論点 10-6 審査役による申立人へのヒアリングの「直接面会」への限定

審査役による申立人との「直接面会」を必須とすることの是非。

→ JICA方針案

(関連する意見・評価はないものの) COVID-19等の感染症の拡大や政治・治安情勢の悪化等で申立人と審査役が直接会うことが難しい場合を勘案し、「直接面会」には限定せずにヒアリングの重要性を述べる表現に修正する。

論点 10-7 相手国等へのヒアリングのアレンジ方法

審査役は事業担当部署を介さなくとも相手国等、専門家、その他関係者にヒアリングを行うことができるようにすることの是非。

→ JICA方針案

要綱における「相手国等に対してヒアリングを行う場合には、当初は事業担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う」という表記について、「審査役が事業担当部署の許可を得ずに（相手国等を含む）関係者にヒアリングを行うことを可能としない場合には審査役の独立性・中立性が制限されることが懸念される」という意見が公募に寄せられた。本件については、現行の要綱においても、審査役が相手国等を含む関係者等とのヒアリングを行う際に事業担当部署の許可が必要とは定めていないことから、現行の記載を維持する。

論点 10-8 現地調査における審査役の独立性・中立性の担保

現地調査における審査役の独立性・中立性を確保するため、どのような仕組みとするか。

→ JICA方針案

より審査役の独立性・中立性を確保できるよう、（諮問委員やNGOの方々からご提案いただいたように）外部専門家の活用を促進する。運用面での対応としては、通訳やファシリテーターの人選等現地調査の詳細な内容について、事前に申立人の意向を踏まえて調整する、また、審査役の安全や調査の効率性を確保するためにJICAの関係者が同行せざるを得ない場合は、事前に申立人に説明する。

論点 10-9 外部専門家の活用（関連：論点 5-1, 論点 15-3）

現行の要綱では「15. 事務局」に記載されている外部専門家の活用を、本章「10. 異議申立のプロセス」に記載することの是非。

→ JICA方針案

本章に、審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実の調査または紛争解決に向けた対話の促進を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる旨、追記する。また、『5. 審査役の権限と義務』でも、外部専門家の雇用について言及する。

11. 理事長への報告

1) 現行の記述

11. 理事長への報告

(1) 審査役は、手続開始決定後2ヶ月以内に、ガイドラインの遵守にかかる事実についての調査結果、対話の進捗状況、和解が成立した場合の当事者間の合意について別添に定める骨子に従い報告書を作成し、理事長に報告する。

(2) 審査役は、ガイドライン不遵守の判断を下す場合には、必要に応じて、報告書において、当該案件の不遵守状況を改善するために必要かつ可能と思われる方策を理事長に具申することができる。

(3) 審査役は、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について審査役の調査を必要としないことに当事者の合意がある場合には、対話の進捗状況及びかかる当事者間の合意について、報告書において、理事長に報告する。

(4) 審査役は、調査または対話の促進のために更なる時間が必要であると判断する場合には、更に必要となる活動の詳細とかかる活動が不可欠である理由を、報告書において、理事長に報告することができる。理事長は報告を受け、期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合には、更に2ヶ月を限度として期間を延長することができる。

(5) 審査役の報告書は、直ちに当事者に対して送付される。当事者は報告書の内容に対する意見書を審査役に提出することができる。審査役はかかる意見書に対しては誠実に対応し、当該案件のモニタリングの確認に有用な事項を含むと考えられる場合には、意見書を事業担当部署に移送することができる。

2) これまでに寄せられた意見・評価

【(1)】

- ・ 現行の調査期間（原則2ヵ月以内）は不十分。（申）
- ・ 審査役による現地調査は、調整や協議に十分な時間を割くことができなかつたため、納得の行くものでは無かつた。（申）
- ・ コンプライアンスの審査や紛争解決に向けた対話の促進を行う上で2ヵ月の調査期間が十分かどうか、再検討すべき。（公）
- ・ 現行の調査期間（原則2ヵ月以内）は短い。これまで異議申立に係る調査を行った2案件では、どちらも2ヵ月の延長を余儀なくされている。原則4ヵ月とし、さらに4ヵ月延長可能、ただし調査の中断があつた場合その期間は除く、としてはどうか。（審）
- ・ 迅速性の原則は重要であるものの、実務的には内容次第でもっと時間的余裕がある方が望ましい。他機関ではもっと時間をかけている。また、審査役が非常勤であることも考慮する必要がある。（審）
- ・ 事実審理型手続としての審査は、受理決定から2ヵ月を原則とし、正当な理由（技術的な事実認定のために鑑定人意見を聴取するなど）があれば延長できるとすることでよいと考えられる。原則4ヵ月などとすると、いたずらに遅らせている印象を与えるかもしれない。他機関の要綱を目配りしつつ要検討。（審）
- ・ 審査役は予備調査の後2ヵ月以内にガイドライン遵守にかかる事実の調査と紛争解決に向けた対話の促進の二つの目的のための活動をするところになっている。これは審査役にとって厳しいだけでなく、時間的制約のため、現地の申立人や住民が、ガイドライン遵守にかかる調査と紛争解決に向けた対話の区別をしにくくなり、中立性に対する信頼性も失われかねない。（諮）
- ・ 審査役は、報告書のドラフトを当事者全員に配送し、全員が同じドラフトに対して同時にコメントを出すことができるようにすべき。寄せられたコメントへの対応の是非については、審査役の判断に委ねて良い。（公）

【(2)】

- ・ 当該事業においてJICAによるガイドライン不遵守があり、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合には、審査役は事業を停止できるようにすべき。（申）
- ・ 審査役には事業を停止する権限はないが、必要に応じて事業の停止を助言することは可能とすべき。（審）
- ・ 差止請求が戦略的に活用される濫用リスクがあるため、差止勧告の制度を明文化する場

合には、諸機関の例を十分に研究した上で差止勧告の要件を明示する必要があると考えられる。(審)

- ・「審査役は、ガイドライン不遵守と判断した場合には、必要な是正策や補償について理事長に具申する」と記載すべき。(公)
- ・事業担当部署による適切な対応を確保するために、審査役が理事長に対して事業担当部署が実施すべき是正策を助言できるようにすべき。(公)

【(5)】

- ・当事者の報告書に対する意見書を審査役が事業担当部署に移送した場合、それはどのような意味を持つのか、また事業担当部署はどのような対応を求められるのか、明確に記載すべき。(公)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 11-1 調査期間 (関連:論点 3-2)

現要綱に定められている2か月間という調査期間を見直すことの要否

→ JICA方針案

手続開始決定後2か月以内(2か月を限度として延長可能)を、手続開始後4か月以内(4か月を限度として延長可能)とする。

論点 11-2 コンプライアンス審査と対話の促進の区分 (関連:論点 9-6, 論点 10-4)

コンプライアンス審査と紛争解決を個別に実施することの是非

→ JICA方針案

現要綱に「(3) 審査役は、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について審査役の調査を必要としないことに当事者の合意がある場合には、対話の進捗状況及びかかる当事者間の合意について、報告書において、理事長に報告する。」とあり、実施した内容に応じて報告書を理事長に提出することが可能であることから、現行の規定を維持する。

論点 11-3 審査役による事業停止の勧告 (関連:論点 5-2)

異議申立がなされたプロジェクト案件について審査役が調査を行った結果、重大で望ましくない環境社会影響があると判断した場合に、審査役が事業の停止を勧告することの可否。

→ JICA方針案

審査役には、事業停止の権限はないものと整理する。(論点5-2参照)

論点 11-4 審査役による個別プロジェクトの対応策に係る具申

「ガイドライン不遵守と判断した場合には、必要な是正策や補償について理事長に具申する」と記載することの要否。

→ JICA方針案

現要綱でも、「審査役は、ガイドライン不遵守の判断を下す場合には、必要に応じて、報告書において、当該案件の不遵守状況を改善するために必要かつ可能と思われる方策を理事長に具申することができる。」(『11. 理事長への報告』)と記載されていることから、現行の規定を維持する。

論点 11-5 申立人意見書の事業担当部署への移送の意味、事業担当部署の対応

審査役の調査報告書に対して申立人が提出した意見書を、審査役が事業担当部署に移送する（「11. 理事長への報告(5)」）ことの意味や、事業担当部署が求められる対応について、追記する要否。

→ JICA方針案

事業担当部署は、審査役から申立人の意見書を移送された場合には、必要に応じてその内容を当該プロジェクトのモニタリングの確認を含む実施監理に反映させる旨、追記する。

12. 事業担当部署からの意見

1) 現行の記述

12. 担当部署からの意見

事業担当部署は、必要に応じて審査役の報告書の提出後1ヶ月以内に、審査役の報告書に対する意見及び不遵守の判断の場合には今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で理事長に提出する。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・事業担当部署が申立人及び審査役と相談した上で救済・補償計画(remedial action plan)を策定することを義務付けるべき。(公)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 12-1 申立人・審査役との相談を踏まえた対応策策定

事業担当部署が申立人及び審査役と相談した上で対応策を策定することを義務付けることの要否。

→ JICA方針案

現行の事務要綱においても、ガイドライン遵守確保に向けた対応は、審査役の報告書・具申及び申立人を含む当事者の意見書も踏まえた理事長指示として事業担当部署が実施することになっており、申立人や審査役の意見を十分に踏まえたものになると考える。よって、現行の規程を維持する。

13. 報告書及び意見書に基づく対応

1) 現行の記述

13. 報告書及び意見書に基づく対応

(1) 審査役の報告書、事業担当部署の意見書及び当事者の意見書を踏まえた理事長の指示は事業担当部署が実施する。

(2) 審査役は、事業担当部署による理事長指示の実施状況につき連絡を受けるとともに、必要に応じて申立人やその他関係者に対するヒアリング及び情報収集を行い、毎年作成される年次活動報告書において理事長に報告する。また、審査役が必要と認める場合は、その都度理事長に事業担当部署による理事長指示の実施状況を報告することができる。また必要に応じ、不遵守と判断された個別案件の調査結果に基づき、今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・事業担当部署による対応について、実施期間や効果を判断する基準の設定、申立人との協議等、より具体的な手順を定めるべき。(公)
- ・事業担当部署による対応策(理事長指示)の実施状況について、審査役は独自の判断により現場でのモニタリング調査を行い、理事長に報告することができるようにすべき。(公)
- ・事業担当部署による対応(理事長指示の実施)のモニタリングについて、審査役の責任と権限をより明確に定めるべき。(公)
- ・審査役は、事業担当部署による対応のモニタリングは行うべきではない。第三者委員個人にODA実施機関JICAへの強力な経営介入権を与えることは疑義がある。第三者委員としても過度な影響力を担うことへの躊躇を生じ、逆に事実審査をゆがめる恐れがある。モニタリングは理事長が別途の第三者を雇用して行うことが望ましい。(審)
- ・JICA異議申立手続の見直しに際しても、異議申立をどうすれば最小化できるか、なくせるかという観点から幅広く検討していただきたい。(諮)
- ・異議申立がなされた際の手続について検討するだけでなく、異議申立をどうすれば防止できるかを検討する体制についても併せて検討することが望まれる。(諮)
- ・異議申立審査役は、公平中立であるべき立場であるため、個別案件のEIAには直接関与しないが、EIA審査部門と密接に情報交流し、どのような場合に異議申立が行われているかを審査部門に伝達することにより、異議申立の発生を抑止を図ることが可能になる。今回の検討に際しては、そのような機関内でのEIA審査部門と異議申立審査部門との定期的な情報交流の仕組みについても検討することが望まれる。(諮)
- ・助言委員会を含めた事業実施における環境社会配慮の体制と異議申立に関する手続きとの連携を考慮した位置づけの中で要綱見直しの議論がなされることが望ましい。(諮)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 13-1 事業担当部署による対応

事業担当部署による対応(理事長指示)に関し、より具体的・詳細な手順を定めることの要否。

→ JICA方針案

異議申立手続はあくまでもJICAによるガイドライン遵守(コンプライアンス)の確保に向けた対応であること、またその期間や手順、評価基準等については事案によって臨機応変に対応する必要があることから、本手続要綱で細かく規定することはしない。

論点 13-2 審査役による事業担当部署の対応に関するモニタリング

事業担当部署による対応(理事長指示の実施)のモニタリングについて、審査役の責任と権限をより明確に定めることの要否。

→ JICA方針案

現行の手続要綱においても、「審査役は、事業担当部署による理事長指示の実施状況につき連絡を受けるとともに、必要に応じて申立人やその他関係者に対するヒアリング及び情報収集を行い、毎年作成される年次活動報告書において理事長に報告す

る」(現要綱13.(2))と、モニタリングに関する審査役の責任・権限が明記されていることから、現行の規定を維持する。

論点 13-3 助言機能 (関連:論点 2-2)

JICAの環境社会配慮を改善・強化するため、異議申立手続から得られた知見をJICAにフィードバックすること(助言機能)を、審査役の役目の一つと位置付け、その手段を拡充することの是非。

→ JICA方針案

現要綱でも、「必要に応じ、不遵守と判断された個別案件の調査結果に基づき、今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる。」とされており、審査役によるJICAの環境社会配慮改善・強化のための助言機能が確保されている。よって、現行の規定を維持する。

14. 情報公開

1) 現行の記述

14. 情報公開

(1) 異議申立手続の情報公開は、以下に従い行われる。

1) 審査役は、異議申立の受理後、申立の概要(国名、所在都市名、プロジェクト名称、主張されている被害、及び指摘されているガイドライン不遵守)をウェブサイトで公開する。

2) 審査役は、異議申立手続開始決定後、本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、申立書の全部又は一部をウェブサイトにて公開する。

3) 審査役の報告書、当事者の意見書、事業担当部署の意見書については、当事者に送付され、本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、それぞれ速やかにウェブサイトで公開される。

(2) 審査役の報告書及び事業担当部署の意見書については公開が原則であり、法令に基づき不開示とすべき事項については、含まれないよう作成されなければならない。報告書としての構成上、法令その他の法に基づき不開示とすべき事項を記載することが不可欠である場合には、当事者に事前に同意を求めなければならない。

(3) その他、審査役が業務を通じて作成した文書については、法の定めるところにより公開する。

(4) 審査役は、別添に定める骨子に従い、年次活動報告書を作成し、ウェブサイト上で公開する。なお、年次活動報告書は公開のため作成される文書であるため、その内容には法令に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう作成されなければならない。

(5) 審査役は、その連絡先をウェブサイト上に公開し、また、パンフレットの作成・配布やウェブサイトへの掲載・広報など、JICA広報関連部署と連携しつつ、異議申立手続の存在・活動内容が広く認知されるよう努力しなければならない。

(6) ウェブサイトで公開される文書で用いられる言語は、英語を基本とし、必要に応じて日本語と現地公用語を用いる。

2) これまでに寄せられた意見・評価

【(1)】

・情報公開は各地域・地方の言葉でも行うべき。(公)

- ・不開示とする情報については、明確な基準を設けるべき。(公)
- ・相手国等のガイドライン不遵守についてもJICAが積極的に情報の開示・公開を行うことを原則とし、明記すべき。(公)
- ・異議申立手続要綱は現在和文と英文のみであるが、これは増やすべき。あるいは必要に応じてその他の言語への翻訳も行うこととすべき。(審)

【(5)】

- ・異議申立手続に係る情報を関係者に周知することを相手国等の義務とすべき。(公)
- ・異議申立手続の周知については、「努力」という表現ではなく、より具体的な方策を記載すべき。(公)
- ・異議申立に係るJICAの窓口・連絡先を記載した表示板を事業現場に設置すべき。(公)
- ・JICAは、特に環境カテゴリAのプロジェクトに関しては、影響を受ける可能性のある住民を特定して積極的にガイドラインや異議申立制度に係る情報を提供し、彼等による異議申立の支援・促進を図るべき。(公)
- ・啓発・普及活動をNGO・市民団体に委託することも検討すべき。(審)
- ・追加調査の段階において、「JICAのHPを通して、手続要綱見直しについて広く意見を募る」とあるが、この機会に限定せず、平素からより率直で多様な意見を収集するため、可能な限り現地語を用いた説明会を開催する等、JICAの各事務所を活用した地域に根差すコミュニケーションの場を持つてはどうか。(諮)
- ・異議申立手続きについては、これまでの利用者が計6案件にとどまることから、まず、異議申立手続制度の利用者となり得るJICA支援案件の影響住民の同制度の認知度やアクセス性が検証されるべきであることは言うまでもない。(諮)

【(6)】

- ・ウェブサイトで公開される文書の言語については、「必要に応じて」ではなく、必ず被影響住民が判読できる言語でも作成すべき。(公)
- ・各地域・地方の言葉でも情報公開を行うべき。(公)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 14-1 不開示とする情報の基準

不開示とする情報の基準をより明確にすることの要否。

→ JICA方針案

現行の手続要綱では「本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、申立書の全部又は一部をウェブサイトにて公開する」と記載されているほか、「申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない」(9. 申立書の内容)と記載されていること、また法令・規程は修正される可能性もあることから、現行の記載のままとする。

論点 14-2 異議申立手続の周知

異議申立手続の周知方法について見直すことの要否。

→ JICA方針案

JICAは、相手国等と協力して異議申立手続の周知に努める旨記載する。

論点 14-3 公用語以外の現地語による文書の作成・公開 (関連：論点 9-1)

必要に応じて（現地公用語に限定せず）被影響住民が用いている言語で文書を作成・公開することの要否。

→ JICA方針案

「英語を基本とし、必要に応じて日本語と現地公用語を用いる」を、「英語を基本とし、必要に応じて日本語と相手国の公用語又は広く使用されている言語を用いる」といった表現に変更する。

15. 事務局

1) 現行の記述

15. 事務局

JICAは、審査役に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局員は、数名のJICA職員から構成される。

審査役は、その職務を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・異議申立審査役事務局の役割や体制について十分な情報が公開されていない。調査の際に申立人側と異議申立審査役との対話は事務局を通して行われ、面談の優先順位や時間配分、予約等も事務局の判断で行われているように見受けられた。（申）
- ・JICA職員を事務局に配置することは異議申立制度の独立性を損ねるリスクがあり、他の機関の優良事例とは調和しない。よって、次の修正を検討すべきである：①事務局の人員は事務局長が選任する。②JICA職員は、JICAとの雇用関係が終了してから一定期間は事務局の職に就くことができないこととする。また、事務局の職員は離任後一定期間JICAの雇用対象に含めないこととする。（公）
- ・事務局の職員は、異議申立事務局及び理事長の専属とすべき。（公）

3) 論点案およびJICA方針案

論点 15-1 事務局の役割・体制

異議申立審査役事務局の役割や体制についてより具体的に記載することの是非。

→ JICA方針案

事務局が、審査役による調査及び広報活動の支援、現地調査に係る調整、外部専門家の雇用に係る契約手続等を実施する場合があることを明示する。

論点 15-2 事務局人員のJICAからの独立

事務局のJICAからの独立性を確保するため、事務局人員の選任方法やJICAとの雇用関係について要件を設けることの可否。

→ JICA方針案

JICAから独立した事務局の設置は、要綱改定の範囲を超える。事務局は、審査役の事務補助を行う役割であることから、効果的・効率的な手続き実施のためには、JICA内部手続きを把握していることが必要であり、JICA職員を配置することが適切と考える。また、調査結果や教訓のフィードバックの観点からも、事務局人員のJICAとの雇用関係については制限を設けず、現行の規定どおり「数名のJICA職員」を配置することとする。

審査役の独立性・中立性については、外部専門家の活用や、運用面での対応を見直す（通訳やファシリテーター、現地調査の詳細な内容等について、事前に申立人の意向を踏まえて調整する、審査役の安全や調査の効率性を確保するためにJICAの事業関係者が同行せざるを得ない場合は、事前に申立人に説明するなど）ことで確保する。

論点 15-3 外部専門家の活用（関連：論点 5-1, 論点 10-9）

現行の手続要綱では、本章「15. 事務局」に記載されている外部専門家の活用を、別の章に記載することの是非。

→ JICA方針案

外部専門家の活用については、本章ではなく、「5. 審査役の権限と義務」及び「10. 異議申立手続のプロセス」に含める

16. 見直し及び経過規定

1) 現行の記述

16. 見直し及び経過規定

- (1) 本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。
- (2) 本要綱は2010年7月より施行し、ガイドラインが適用される案件に適用する。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・これまでの結果を教訓としてフィードバックすべき。（公）
- ・見直しに際しては、日本語と英語だけでなく、（JICAが大規模な支援を行っている）インドで用いられている言語も使用されるべき。（公）
- ・一般から意見・評価を募る場合には、NGO等がJICA事業の影響を受けた住民の意見を代弁するために十分な期間を確保すべき。（コロナ禍の状況で1ヵ月間は不十分。）（公）
- ・見直しのプロセスに、被影響住民を含むステークホルダーとの協議を含めるべき。（公）
- ・見直しについては、インターネット・JICAウェブサイト以外のメディアにおいても広報・周知を行うべき。（公）
- ・不採用になった事例からも、利用者が要件を満たす申し立てができなかった点を分析する必要があると考えます。（諮）
- ・申立人、もしくはその代理人が使用可能な言語で6件全てに対し聞き取り調査を行うべきではないかと考えます。それが困難な場合、少なくとも申し立てがあり、かつJICA現地事務所のある国では、現地公用語でホームページなどから意見募集を行うことをご検討いただきたくお願いします。（諮）

3) 論点案およびJICA方針案

論点 16-1 見直しにおける透明性、ステークホルダーの関与

手続要綱見直しの際の透明性配慮やステークホルダーの関与について追記することの要否。

→ JICA方針案

現要綱でも、主要なステークホルダーである利用者や審査役から得られた意見・評価に基づくことになっている。今般の見直しではそれに加えて申立人からの新たな意見聴取を試みた他、広く一般からの意見・評価の公募も行っており、次回の見直しに於いても柔軟な対応ができるような記載とすることが適切と考える。
以上を踏まえ、見直しは、透明性に配慮したプロセスで行う旨、追記する。

17. 別添等

1) 現行の記述

別添：申立書例参照。

2) これまでに寄せられた意見・評価

- ・「申立書例」はより多くの言語で作成し、公開・提供すべき。(公)

3) 論点案およびJICA方針案

論点 17-1 多様な言語による「申立書例」の公開

→ JICA方針案

申立書例を含む異議申立手続要綱の言語・翻訳については、ガイドラインに合わせて対応する。

18. その他

- ・円借款の実施に係る相手国等との合意文書に、全ての被影響世帯から取り付けた署名入りの同意書・意見書を含めるべき。(申)